

事務連絡  
令和3年6月2日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

職場における積極的な検査等の実施について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

令和3年5月28日に変更された基本的対処方針にて、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、(略)職場においても、健康観察アプリを活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされており、このことに関して、6月1日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添事務連絡が発出されました。

当該事務連絡において具体的な検査等の実施手順が取りまとめられておりますので、その内容を参考にしつつ検査等の実施を御検討いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴連合会におかれましても御了知の上で実施に御協力いただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。